

## 第 76 回国民体育大会 輸送・交通基本計画

第 76 回国民体育大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関・団体等は相互に緊密な連携を図り、第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

### 1 輸送・交通業務の基本的事項

#### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、式典参加者その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び観覧者とする。

#### (2) 実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として総合開会式の 3 日前から総合閉会式までとする。

ただし、総合開・閉会式のリハーサル等を実施する場合や、競技の特殊事情等から必要と認められる場合は、県又は会場地市町が別に期間を定める。

#### (3) 業務の範囲

輸送・交通業務の範囲は、県外参加者の輸送、総合開・閉会式の輸送、競技会場地の輸送及びその他大会に直接関係する諸行事参加者等の輸送とする。

#### (4) 業務の実施

輸送・交通業務は、県及び会場地市町が関係機関・団体等の協力を得て、各会場周辺や宿泊地等の実情に応じて実施する。

### 2 県外参加者の輸送

#### (1) 輸送方法等

県外参加者の輸送は、各都道府県出発地と宿泊地の間とし、県は来県方法や輸送人数等を踏まえたうえで、必要に応じて輸送力の増強等を関係機関・団体等に要請する。

#### (2) 指定下車駅等

県は、会場地市町と協議のうえ、県外参加者の宿泊地の最寄り駅等を指定下車駅等とし、会場地市町は、必要に応じて指定下車駅等と宿舎の間の輸送、案内等を行う。

#### (3) 県外参加者輸送計画の策定

県は、輸送方法や指定下車駅等を考慮し、関係機関・団体等の協力を得て、必要に応じて県外参加者の輸送計画を策定する。

### 3 総合開・閉会式の輸送

#### (1) 輸送方法等

- ア 大会参加者の輸送については、原則として、(2)に定める指定集合地と総合開・閉会式会場の間を範囲とし、車両や発着時刻等を定めた計画輸送とする。ただし、報道関係者、視察員等についてはこの限りでない。
- イ 観覧者の輸送については、鉄道駅、駐車場等と総合開・閉会式会場の間を範囲とし、公共交通機関を最大限に活用するとともに、必要に応じてシャトルバスや臨時バス等を利用した輸送方法とする。

#### (2) 指定集合地

県は、大会参加者の人数や宿泊場所、輸送方法等を考慮し、会場地市町と協議のうえ、宿舎又は宿舎の近隣に輸送の起終点となる指定集合地を設定する。  
宿泊を伴わない大会参加者の輸送については、各団体の所属等を指定集合地とする。

#### (3) 輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

#### (4) 総合開・閉会式輸送計画の策定

県は、関係機関・団体等の協力を得て、総合開・閉会式の輸送計画を策定する。

### 4 競技会場地の輸送

#### (1) 会場地市町輸送・交通業務の手引き（仮称）の作成

県は、会場地市町における輸送・交通業務を支援、推進するため、会場地市町輸送・交通業務の手引き（仮称）を作成する。

#### (2) 競技会場地輸送計画の策定

会場地市町は、会場地市町輸送・交通業務の手引き（仮称）を参考に、必要に応じて競技会場地における輸送計画を策定する。

なお、同一の競技が2市町以上の会場地で行われる場合は、関係市町が協議する。

### 5 車両等及び駐車場の確保

#### (1) バス、タクシー等による輸送力の確保

原則として、総合開・閉会式については県が、競技会については会場地市町が、それぞれ関係機関・団体等の協力を得て、必要なバス、タクシー等の車両確保に努める。

なお、バスについては、県が、各競技会場地の輸送にかかる台数を把握し、会場地市町と協議のうえ、必要に応じて確保に向けた調整を行う。

## (2) 公共交通機関による輸送力の確保

総合開・閉会式については県が、競技会については会場地市町が、鉄道や路線バスの増発を要請するなど関係機関・団体等の協力を得て、必要な輸送力の確保に努める。

## (3) 駐車場の確保

総合開・閉会式については県が、競技会については会場地市町が、それぞれの会場周辺の道路交通事情や、大会参加者及び観覧者の輸送にかかる車両台数等を考慮し、関係機関・団体等の協力を得て、駐車場の確保に努める。

遠隔となる駐車場については、必要に応じてシャトルバスや臨時バス等の措置を講じ、円滑な輸送の確保に努める。

## 6 交通安全対策

### (1) 対策の実施

県及び会場地市町は、各会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関・団体等の協力を得て、駐車場及びバス乗降場等における歩行者及び車両の誘導や、周辺道路の交通規制等、必要な交通対策の措置を講じる。

### (2) 対策の周知

県及び会場地市町は、交通安全対策の実施にあたり、各会場周辺の住民や企業等への広報活動により協力を要請するとともに、案内標識等の設置や各種広報媒体の積極的な活用に努める。

## 7 輸送本部の設置

県及び会場地市町は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、必要に応じて輸送本部を設置する。

## 8 その他

本計画に定める事項のほか、輸送・交通業務に関して必要となる事項については、実施計画等に定める。